

財団法人文京アカデミー役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人文京アカデミー（以下「財団」という。）の役員報酬、その他の報酬及び勤務条件並びに役員及び評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常勤の役員に対し、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(その他の報酬)

第3条 常勤の役員に対しては、前条の規定による報酬のほか、通勤手当及び賞与（以下「その他の報酬」という。）を支給する。

(支給方法等)

第4条 常勤の役員報酬の支給方法並びにその他の報酬の額及び支給方法は、財団法人文京アカデミー給与規程の適用を受ける財団職員の例による。

(費用弁償)

第5条 役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類及び額は、文京区が定める文京区長及び副区長給与条例（昭和22年6月文京区条例第7号）及び職員の旅費に関する条例（昭和34年7月文京区条例第30号）の例によることとし、その額は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、役員及び評議員が会議への出席その他の勤務を行うため、特別区の存する区域内を出張したときは、日額旅費を支給する。日額旅費の額は、別表第3のとおりとする。ただし、文京区職員から選任された役員については、日額旅費を支給しない。

(勤務時間その他の勤務条件)

第6条 常勤の役員勤務時間その他の勤務条件は、財団法人文京アカデミー職員就業規則の適用を受ける財団職員の例による。ただし、理事長は、常勤の役員が他の団体の非常勤役員の業務に従事する場合には、職務に支障のない限り勤務を免除することができる。

付 則

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 10 年 12 月 9 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

役員名	報酬額
理事長	月額 577,000円
常務理事	月額 515,100円

別表第2（第5条関係）

役員名	旅費の額
理事長	8級の職務にある者相当額とする。
常務理事	7級の職務にある者相当額とする。
理事	同上
監事	5級の職務にある者相当額とする。

別表第3（第5条関係）

役員名	旅費の額
理事	4,000円
監事	4,000円
評議員	4,000円

